

改正

令和5年10月10日告示第446号

令和6年6月5日告示第310号

令和6年8月5日告示第412号

令和6年12月25日告示第672号

令和7年4月21日告示第207号

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の脱炭素化を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第3条第3号に規定する重点対策加速化事業を実施する者に対し、予算の範囲内において奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国交付要綱、国実施要領及び規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自ら所有し、かつ、自己の居住の用に供する建築物であつて、市内に存し、又は建築しようとするもの
- (2) 事業所 工場、事業場、店舗、事務所の用に供する市内に存する建築物その他これらに類するもの

(補助事業等)

第3条 補助事業等の補助対象設備等、補助対象者、補助対象施設、交付要件及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等により、国、県、市等から補助金を受けて実施する事業は、補助事業等の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者は、補助対象者となしない。

(1) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体であること。

(2) 市税を滞納していること。

(3) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由があること。

4 補助金の対象となる経費は、国実施要領別表第1に定めるとおりとする。

(実績報告)

第4条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等が完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月10日告示第446号)

この告示は、令和5年10月10日から施行する。

附 則 (令和6年6月5日告示第310号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和6年8月5日告示第412号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和6年12月25日告示第672号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年12月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月21日告示第207号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用する。